

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和28年清水町条例第23号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
第4条 （略） 2 期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額とする。 3・4 （略） 附 則 1～28 （略） <u>（令和6年12月に支給する期末手当の特例）</u> 29 <u>令和6年12月に支給する期末手当に限り、常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年清水町条例第 号）による改正後の第4条第2項中「100分の230」とあるのは「100分の235」に読み替えるものとする。</u>	第4条 （略） 2 期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額とする。 3・4 （略） 附 則 1～28 （略）

附 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。

令和 6 年 人 事 院 勧 告 の ポ イ ン ト

【月例給】

若年層に特に重点を置きつつ、おおむね 30 歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

〈給料表の改定※初任給号俸を抜粋〉

行政職給料表	改定前	改定後	増減
大 卒 1 級 25 号俸	196,200 円	220,000 円	+23,800 円
短大卒 1 級 15 号俸	179,100 円	204,400 円	+25,300 円
高 卒 1 級 5 号俸	166,600 円	188,000 円	+21,400 円

【期末勤勉手当】

0.10 月分引上げ（年間：4.50 月→4.60 月）

期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに 0.05 月分ずつ均等に配分

	6 月期	12 月期
令和 6 年度 期末手当	1.225 月（支給済み）	1.275 月（現行 1.225 月）
勤勉手当	1.025 月（支給済み）	1.075 月（現行 1.025 月）
7 年度 期末手当	1.25 月	1.25 月
以降 勤勉手当	1.05 月	1.05 月

【寒冷地手当】

区分	改定前	改定後	増減
世帯主であり、扶養親族のある職員	26,380 円	29,400 円	+3,020 円
世帯主であり、その他の世帯主である職員	14,580 円	16,200 円	+1,620 円
その他の職員	10,340 円	11,500 円	+1,160 円

※令和 6 年 4 月に遡及し適用。12 月支給分から改正し、差額分を 12 月に支給する。